

原価算定期間終了後の小売電気料金及び 小売ガス料金の事後評価について

経済産業大臣から本委員会宛てに任意の意見の求めのあった原価算定期間を終了しているみなし小売電気事業者 9 社（原価算定期間中の関西電力は対象外）及び旧一般ガスみなしガス小売事業者 1 社（原価算定期間中の東京ガス及び料金改定表明済みの大阪ガスは対象外）の小売料金の事後評価について、料金審査専門会合での審議結果を報告するとともに、経済産業大臣への回答についてご審議いただく。

主なポイント

1. 審議状況等

- 9 月 2 6 日 経済産業大臣より委員会へ意見聴取
- 1 0 月 2 5 日 第 3 3 回料金審査専門会合開催
- 1 2 月 1 2 日 第 3 4 回料金審査専門会合開催

2. 料金審査専門会合における審議結果について

(1) 小売電気料金（経過措置料金）

原価算定期間を終了している対象事業者 9 社について、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はなかった。

→資料 3－1

(2) 小売ガス料金（経過措置料金）

原価算定期間を終了している本省所管の対象事業者 1 社（東邦ガス）に地方局所管の旧一般ガスみなしガス小売事業者 6 社（京葉ガス、京和ガス、日本ガス、熱海ガス、河内長野ガス、南海ガス）を加えた計 7 社について、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はなかった。

→資料 3－2

3. 経済産業大臣への回答について

回答案（別添 1 及び別添 2）のとおり、小売電気料金・小売ガス料金ともに値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はなかった旨、経済産業大臣宛てに回答することとしたい。

以上

(参考)

小売料金に係る経過措置対象事業者

1. みなし小売電気事業者（10事業者）

事業者	決算月	原価算定期間	所管部局	評価対象
北海道電力	3月	H25.4～28.3	本省	対象
東北電力	3月	H25.4～28.3	本省	対象
東京電力エナジーパートナー	3月	H24.4～27.3	本省	対象
中部電力	3月	H26.4～29.3	本省	対象
北陸電力	3月	H20.4～21.3	本省	対象
関西電力	3月	H30.4～33.3	本省	対象外
中国電力	3月	H20.4～21.3	本省	対象
四国電力	3月	H25.4～28.3	本省	対象
九州電力	3月	H25.4～28.3	本省	対象
沖縄電力	3月	H20.4～21.3	本省	対象

2. 旧一般ガスみなしガス小売事業者（9事業者）

事業者	決算月	原価算定期間等	所管部局	評価対象
東京ガス（東京地区等）	3月	H27.10～30.9	本省	対象外
大阪ガス	3月	H26.10～29.9	本省	対象外
東邦ガス	3月	H27.4～30.3	本省	対象
京葉ガス	12月	H27.7～28.6	関東局	対象
京和ガス	12月	H28.1～28.12	関東局	対象
熱海ガス	12月	H23.1～23.12 (H25.8に届出上限値 方式により料金改定)	関東局	対象
日本ガス（関東・南平台地区）	3月	H23.4～24.3	関東局	対象
河内長野ガス	3月	H27.4～30.3	近畿局	対象
南海ガス	3月	H24.10～25.9	九州局	対象

(別添 1)

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について（回答）

平成30年9月26日付け20180925資第3号により貴職から当委員会に意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（7）④に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・北海道電力株式会社	法人番号 4430001022351
・東北電力株式会社	法人番号 4370001011311
・東京電力エナジーパートナー株式会社	法人番号 8010001166930
・中部電力株式会社	法人番号 3180001017428
・北陸電力株式会社	法人番号 7230001003022
・中国電力株式会社	法人番号 4240001006753
・四国電力株式会社	法人番号 9470001001933
・九州電力株式会社	法人番号 4290001007004
・沖縄電力株式会社	法人番号 3360001008565

(別添 2)

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について（回答）

平成30年9月26日付け20180920資第8号により貴職から当委員会に意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（8）④に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・東邦瓦斯株式会社

法人番号 2180001022387